

本年6月に決定した「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえた

1. 福島復興局の体制強化
2. 地震・津波被災地域の中長期的課題について、政府全体の施策の活用等支援を図るための体制強化を図るための機構・定員要求が認められた。

1. 福島復興局の体制強化

- ・福島復興局に、「副局長」を新設（双葉町に整備する新拠点への常駐を想定）

2. 地震・津波被災地域(岩手・宮城)の中長期的課題に係る支援体制強化

- ・本庁に、「参事官」（地震・津波被災地域の中長期的課題に係る支援担当）を新設
(※) 岩手・宮城復興局から、本庁が直接支援する体制に移行（復興局定員の振替、局長・次長ポストの振替・廃止）

3. その他

- ・地震・津波被災地域におけるハード整備の進捗等に伴う見直しによる本庁参事官の減などにより、復興庁全体の令和8年度末定員数は、216人(▲2人)となる。